

# 仕 様 書

## 1 業務名 情報誌「ながさき『にこり』」デザイン等業務委託

## 2 業務の目的

県のイメージアップ並びに交流人口の拡大等を目的として、主に県外へ向け、県の多様な魅力を発信する質の高い情報誌を制作するため、必要な取材、文章作成、写真撮影、デザイン、レイアウト等に係る業務を委託する。

なお、情報誌「ながさき『にこり』」は令和7年度で終了し、令和8年度から新たなコンセプトの情報誌を制作予定である。そのため、今年度は総集編とする。

## 3 「ながさき『にこり』」の概要

- (1) 発行月 年3回発行（9月上旬・12月上旬・3月上旬予定）
- (2) 発行部数 28,000部／回 ※電子書籍としても掲載
- (3) 規格 A4判、24ページ、オールカラー

## 4 業務の内容

- (1) 「ながさき『にこり』」（第67号～第69号）全体コンセプトおよび各号の「テーマ設定」、「企画」、「デザイン・レイアウト」、「校正（3回）・色校正（2回）」、「版下作成」に加え、別紙に掲げる取材業務（文章作成および写真撮影業務）。
- (2) 特集の誌面構成などは、県と受託者で協議し決定する。
- (3) 情報の収集及び誌面企画については、原則として受託者が行うこと。
- (4) 取材日数は、テーマや年間を通じた取材スケジュールに応じて設定することとし、原則としてライターとカメラマンの2名以上で対応すること。
- (5) 交通費やガイド料、施設の入場料、写真撮影用商品の購入料などの取材経費は、原則として受託者が負担する。なお、同行する県職員にかかる取材経費については県が負担する。
- (6) 取材先からの校正は、受託者の責任により確認を行うものとする。
- (7) 入稿するデータは、別途県が指定する印刷業者に直接納品する。
- (8) 受託者は、常識的に誠意ある校正を行い、緊急の事態にも対応できるような体制をとること。また、記載内容の校正確認を行うため県にも随時、校正原稿を提供すること。
- (9) 版下作成終了後、下記データを納品すること。

### ○PDF データ

- ・1ページ 1ファイル×24ファイル、見開き2ページ 1ファイル×12ファイルの2種類
- ・PDF/X-1a 規格
- ・文字情報を認識できるもの

### ○ai ファイル

- (10) 誌面に使用する写真については、撮り下ろしたものを使用すること。ただし、総集編のため、情報誌「ながさき『にこり』」で過去に掲載した写真を使用することも可能であり、その場合は長崎県の承諾を得ること。

## 5 予算額

4, 441, 426円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 6 著作権の譲渡等

- (1) 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡する。
- (2) 前項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。
- ①受託者の従業員
  - ②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人若しくはその従業員又は個人
- (3) 県は、印刷製本物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該印刷製本物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前号各号に掲げる者を含む。）の承諾なく自由に公表することができる。

## 7 二次利用等の承諾

版下作成終了後、県が次の二次利用等を行うことを承諾すること。

- ①電子書籍サイト「ながさきイーブックス」等へ掲載するための4（9）の使用
- ②県が作成する広報誌や県公式 SNS における写真の使用（誌面で使用したものに限る。）
- ③上記以外で県における写真の使用（誌面で使用したものに限る。ただし、使用範囲は県と受託者で協議し決定する。）

## 8 その他特記事項

- (1) 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。

## 情報誌「ながさき『にこり』」取材業務（文章作成および写真撮影業務）の範囲

全体コンセプトおよび各号の「テーマ設定」「企画」「デザイン・レイアウト」「校正（3回）・色校正（2回）」「版下作成」に加え、各区分ごとに、原則として次の業務を委託する。

| 区分             | 内容                               | 頁数  | 委 託 業 務                                                                                               |
|----------------|----------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 表紙             | 特集するテーマの魅力を表す写真                  | 1 頁 | 【撮影対象】 県と受託者が協議<br>【写 真】 受託者が撮影                                                                       |
| 特集             | テーマに応じて自由に構成                     | 20頁 | 【コーナー】 県と受託者が協議<br>【取材対象】 県と受託者が協議<br>【取材調整】 受託者が実施<br>【取 材】 県と受託者が実施<br>【原 稿】 受託者が作成<br>【写 真】 受託者が撮影 |
| トピックス          | 県内ニュース、県内イベント情報など                | 1 頁 | 【原 稿】 県と受託者が作成<br>※テーマと写真については県から提供                                                                   |
| マップ・プレゼントアンケート | 取材先への交通アクセスや読者プレゼント、情報誌へのアンケートなど | 1 頁 | 【原 稿】 県と受託者が作成<br>※テーマと写真については県から提供                                                                   |
| 裏表紙            | 県からのお知らせなど                       | 1 頁 | 【原 稿】 県と受託者が作成<br>※テーマと写真については県から提供                                                                   |